



鳥取県公報

平成 29 年 6 月 6 日 (火)
第 8 9 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の廃止 (419) (県民課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (420) (とっとり暮らし支援課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (421) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (422) (〃) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (423) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (424) (〃) 3
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (425) (水産課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (426) (会計指導課) 4

告 示

鳥取県告示第419号

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（平成11年鳥取県告示第633号）は、平成29年6月6日限り廃止する。

平成29年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第420号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「とっとり暮らしワーキングホリデー」事業実施委託業務プロポーザル審査会	「とっとり暮らしワーキングホリデー」事業実施委託業務に係る受託者の選定に関する事項	平成29年6月6日から同年12月29日まで	元気づくり推進局とっとり暮らし支援課

鳥取県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	N o r l a	鳥取市湖山町東四丁目61	通所介護	平成29年4月30日
鳥取商事株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目223-2	デイサービスセンターのどか	鳥取市相生町二丁目452-1	"	"

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	N o r l a	鳥取市湖山町東四丁目61	介護予防通所介護	平成29年4月30日

鳥取県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第

55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	訪問介護ステーション ガーデンハウス はまむら	鳥取市気高町新町 二丁目11	訪問介護	平成29年4 月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	訪問介護ステーション ガーデンハウス はまむら	鳥取市気高町新町 二丁目11	介護予防訪問介護	平成29年4 月1日

鳥取県告示第423号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
S Gホールディングス株式会社	ライフケアとっとり	鳥取市国府町奥 谷三丁目312	平成29年5月26 日	平成29年5月26 日	訪問介護

鳥取県告示第424号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
S Gホールディングス株式会社	ライフケアとっとり	鳥取市国府町奥 谷三丁目312	平成29年5月26 日	平成29年5月26 日	介護予防訪問 介護

鳥取県告示第425号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、田後加入区、赤碓加入区及び境港加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第426号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成29年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
621	一般財団法人鳥取 県交通安全協会八 橋地区協会	名称	一般財団法人鳥取 県交通安全協会八 橋地区協会	一般財団法人鳥取 県交通安全協会琴 浦大山地区協会	平成29年5月22 日
		所在地	東伯郡琴浦町大字 八橋645	東伯郡琴浦町大字 赤碕1919-21	〃